平成２７年（フ）第５３号
福島県郡山市並木４丁目12番地の２　井上ビル406号
債務者　坂内　文子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
大分県日田市大字高瀬625番地１　マルソウ貸家Ｂ棟
債務者　長谷部俊二
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１７号
大分県日田市大字花月1330番地
債務者　塚田　宜彦
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１８号
大分県日田市大字友田1212番地１
債務者　父母石美惠子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第５４号
鹿児島県肝属郡肝付町北方1313番地　津房団地2103号
債務者　阿部真利美
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5322番地
債務者　道山せつ子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第７号
北海道留萌市南町４丁目115番地の24
債務者　岸本　憲彦
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第２１７号
川崎市幸区南加瀬２丁目14番23－302号　ビッグヴァン新川崎
債務者　本間　慎吾
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
神奈川県逗子市山の根２丁目２番24号
債務者　小堀　洋美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８０号
神奈川県横須賀市長浦町１丁目25番地１　ガーデンタウン安針塚３Ｆ
債務者　小笹　　晋
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８８号
広島県福山市西深津町２丁目14番29号　コーポ藤川103
債務者　川原　順一
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６６号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目22番８号
債務者　山中　久太
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８４号
神奈川県横須賀市池上２丁目12番25号　グリーンヒルズ池上203
債務者　相澤　未美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１２５号
大分市緑が丘５丁目５番１号
債務者　竹下　伸一
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
大分市緑が丘５丁目５番１号
債務者　竹下　満子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２７号
大分市緑が丘５丁目５番１号
債務者　竹下　和宏
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７０号
大分市大字古国府310番地の１
債務者　西郷　一樹
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
秋田県にかほ市大竹字前谷地143番地３
債務者　後藤　友也
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
秋田地方裁判所本荘支部